

# 定 款

株式会社東邦システムサイエンス

|    |    |       |     |     |
|----|----|-------|-----|-----|
| (改 | 定) | 昭和46年 | 7月  | 1日  |
|    |    | 昭和50年 | 3月  | 18日 |
|    |    | 昭和50年 | 5月  | 28日 |
|    |    | 昭和52年 | 6月  | 29日 |
|    |    | 昭和55年 | 9月  | 30日 |
|    |    | 昭和57年 | 9月  | 29日 |
|    |    | 昭和59年 | 10月 | 1日  |
|    |    | 昭和59年 | 10月 | 25日 |
|    |    | 昭和59年 | 10月 | 30日 |
|    |    | 昭和61年 | 3月  | 15日 |
|    |    | 昭和62年 | 11月 | 11日 |
|    |    | 昭和63年 | 6月  | 30日 |
|    |    | 平成元年  | 4月  | 1日  |
|    |    | 平成6年  | 6月  | 30日 |
|    |    | 平成10年 | 6月  | 24日 |
|    |    | 平成11年 | 6月  | 24日 |
|    |    | 平成12年 | 6月  | 23日 |
|    |    | 平成13年 | 6月  | 22日 |
|    |    | 平成14年 | 6月  | 21日 |
|    |    | 平成14年 | 8月  | 9日  |
|    |    | 平成15年 | 6月  | 24日 |
|    |    | 平成16年 | 6月  | 24日 |
|    |    | 平成17年 | 6月  | 23日 |
|    |    | 平成18年 | 2月  | 14日 |
|    |    | 平成18年 | 6月  | 23日 |
|    |    | 平成20年 | 6月  | 24日 |
|    |    | 平成21年 | 6月  | 24日 |
|    |    | 平成22年 | 1月  | 6日  |
|    |    | 平成23年 | 6月  | 24日 |
|    |    | 平成26年 | 12月 | 1日  |
|    |    | 2022年 | 6月  | 23日 |
|    |    | 2023年 | 9月  | 1日  |

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社東邦システムサイエンスと称し、英文では、TOHO SYSTEM SCIENCE CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子計算機その他の事務用機器等の利用による計算、情報検索および研究の受託
- (2) ソフトウェアの開発
- (3) 情報処理機械化のコンサルティングおよび要員の教育
- (4) 電子計算機その他の事務用機器等の賃貸借
- (5) 情報処理システムの設計、保守又はプログラムの設計、作成もしくは保守業務のための技術者の派遣
- (6) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、7, 800万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式の権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以

上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に

事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 35 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 37 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。